

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十七号）（市町村課）

一 趣旨

令和二年国勢調査の結果等に基づき、令和五年に行われる予定の一般選挙に向けて、埼玉県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の改正をしようとするもの。

二 内容

(一) 選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の改正

ア 「北第一区 秩父市 定数1人」及び「北第二区 横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村 定数1人」を「北第一区 秩父市・横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村 定数2人」に改める。

イ 「北第三区」を「北第二区」に、「北第四区」を「北第三区」に、「北第五区」を「北第四区」に改める。

(二) 規定の整備

飛地特例が適用される選挙区がなくなることから、所要の規定の整備を行う。

三 施行期日及び適用区分

(一) 施行期日

公布の日

(二) 適用区分

改正後の埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される埼玉県議会議員の一般選挙から適用し、当該一般選挙の告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。